

令和元年7月16日
こども家庭部青少年課

令和2年度練馬区青少年育成活動方針(案)の策定について

1 目的

区では青少年の健全育成の諸施策を推進するため「練馬区青少年育成活動方針」を策定している。

昭和50年に「練馬区青少年育成基本構想」として、青少年育成地区委員の活動の目安として始め、昭和55年からは育成活動方針という名前になり、平成13年に育成地区委員の活動指針として、現在の形となる。平成19年には区内小・中学校の全保護者にも配付を始め、平成22年から区内保育園・幼稚園の全保護者へと配付を開始している。

練馬区青少年育成活動方針については、毎年度策定しており、令和2年度も引き続き策定する。

また、策定した練馬区青少年育成活動方針(リーフレット)の活用方法等についても検討する。

2 策定スケジュール(案)

7月16日(火) 第1回青少年問題協議会にて審議

↓ 諮問

9月～12月 青少年対策連絡会にて諮問事項の検討
(4～5回) 「青少年育成活動方針」の青少年対策連絡会案を作成

↓ 答申

1月21日(火) 第2回青少年問題協議会にて答申を審議・決定